

産業立地促進補助金（設備基準）の補助対象施設等の休止等にかかる取扱い要領

1 趣 旨

この要領は、産業立地促進補助金交付要綱（以下、「補助要綱」という。）に基づき交付する補助金（設備基準補助に限る。以下、「補助金」という。）の補助対象施設等の休止等にかかる取扱いについて、補助要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 対象とする補助事業者

この要領による取扱いは、補助金の交付を受ける補助事業者を対象とする。

3 基本的な取扱い

- (1) 補助事業者が最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して 10 年度以内に補助対象施設等を廃止（主な設備の撤去等を含む。以下同じ。）したときは、知事は、補助金の額をその廃止したときから 10 年度までの期間について減額し、既に交付した補助金額との差額の返還を補助事業者を求めるものとする。
- (2) 補助事業者が最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して 10 年度以内に補助対象施設等を休止したときは、知事は、10 年度目を起点に、補助金の全額交付の対象となる期間を、その休止したときから 10 年度以内の再開するまで（以下「休止期間」という。）の年数分延長し、10 年度までに当該施設等が再開されない場合は、補助金の額をその休止期間について減額し、既に交付した補助金額との差額の返還を補助事業者を求めるものとする。
- (3) 分割交付している場合は、廃止又は休止のとき以降の補助金の交付を直ちに中止し、(1) 又は (2) の規定を適用する。

4 補助対象施設等の廃止の場合の取扱い

(1) 補助金の減額及び返還

補助事業者が最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して 10 年度以内に補助対象施設等を廃止したときは、知事は、補助金の額を補助要綱第 13 条第 1 項により確定した額から、以下に定める方法で算出した額（以下、「不交付額」という。）を減額するものとし、既に交付した額が、その減額後の額を超えるときは、補助事業者に対しその超える額の返還を求めるものとする。

不交付額の算出方法

$$\text{不交付額} = \text{既確定補助額} \times \frac{10 - \text{補助対象施設等稼働年数}}{10}$$

※ 補助対象施設等稼働年数：最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から補助対象施設等廃止の前年度までの年数

(2) 補助金交付の中止

分割により補助金の交付を受けている補助事業者が、最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から最後の補助金交付を受ける年度までの期間（以下、「分割交付期間」という。）中に補助対象施設等を廃止したときは、知事は、当該年度以後の補助金交付を中止する。

5 補助対象施設等の休止の場合の取扱い

(1) 補助金交付の中止

分割により補助金の交付を受けている補助事業者が最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して 10 年度以内に補助対象施設等を休止したときは、知事は、原則として、当

該休止をした日の属する年度以後の補助金交付を中止する。

ただし、休止から再開までの期間が1年未満であるときは、補助金交付を中止しないことができる。

(2) 補助対象施設等の再開

ア 補助事業者は、最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して10年度以内に、休止した補助対象施設等を再開するときは、速やかに知事に補助対象施設等事業再開届（要領様式第1号）を提出しなければならない。

イ 補助事業者は、5(1)により交付が中止された補助金の交付再開を求めるときは、補助金交付再開申請書（要領様式第2号）及びその他知事が求める添付書類を補助対象施設等事業再開届と併せて知事に提出しなければならない。

ウ 補助事業者が休止した補助対象施設等を再開した場合、各項において「最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して10年度以内」としている規定は、「最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して、補助対象施設等が休止した期間を除き10年度以内」に読み替えて適用するものとする。

(3) 補助金交付再開の決定等

ア 知事は、5(2)イの申請があった場合、補助金交付を再開すべきものと認めたときは、補助金交付の再開を決定し、補助金交付再開決定通知書（要領様式第3号）により当該補助事業者に通知するものとする。

イ 知事は、補助金交付の再開を決定するに当たり、補助要綱第4条第3項の補助金交付決定通知書に記載した補助金の分割交付期間を延長できるものとする。

ウ 知事は、前記のほか、補助金交付再開にあたり、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができるものとする。

(4) 補助金の減額及び返還

ア 補助事業者が補助対象施設等を休止した後、最初に補助金交付決定を受けた日の属する年度から起算して10年度以内に5(2)アの補助対象施設等事業再開届を提出しない場合、補助対象施設等を廃止したものとみなす。

イ 知事は、補助事業者が休止している補助対象施設等を廃止したとき、又は、前項により当該施設が廃止となったときは、4の取扱いを準用する。

6 補助事業者への通知等

ア 知事は、4(1)(5(4)イにおいて、準用する場合を含む。)に定める補助金の減額を決定したときは、補助要綱第16条第2項に定める補助金交付中止決定通知書兼補助金額変更通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

イ 4(1)(5(4)イにおいて、準用する場合を含む。)に定める補助金の返還については、前記アの通知をもって補助要綱第13条第1項に定める額の確定を改めて行ったものとみなし、補助要綱第18条第2項の規定を準用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。